

福祉車両貸し出しのお知らせ

車椅子のままで乗ることができるスロープ付きの車両を貸出しています。
外出や通院などにご利用ください。

（利用者）

見附市内在住で、日常的に車椅子を使用されている方



（運転者）

利用される家族（21歳以上）の方から運転していただきます。



（運行対象範囲）

運行できる地域は、新潟県内とします。

（貸出期間）

車両の貸出期間は、1日とします。

（登録）

車両の貸出を希望される場合は、事前に登録申請手続きが必要になります。

※ 「福祉車両利用登録申請書」を記入の上、車両を運転する方の自動車運転免許証の写しを添えて提出してください。

※ 登録申請書に押印が必要になります。

※ 登録にあたり、初回のみ登録料として 3,000 円を負担していただきます。

（貸出手続）

初回利用後は、予め連絡いただき車両の空き状況等を確認された上で、貸出を希望される旨を申し出てください。

（利用料）

無料です。

※ 有料道路、駐車場等にかかる費用は、利用者の負担となります。

（その他）

- ・営利を目的とした使用に対しては、車両を貸出しません。
- ・第三者への転貸も固くお断りします。

○お問合せ

社会福祉法人見附市社会福祉協議会

住所：見附市学校町 2-13-30（保健福祉センター内）

TEL: 0258-61-1352 / 0258-61-1353

